

学校いじめ防止基本方針

和泉市立和泉中学校

令和7年4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団によって無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ、不登校対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター、
特別支援コーディネーター、各学年主任、養護教諭、不登校対応担当教員

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

和泉中学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	学級開き 学年目標の確認 学年集会 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	学級開き 学年目標の確認 学年集会 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	学級開き 学年目標の確認 学年集会 保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	全校集会 教員研修 家庭訪問 教育相談
5 月	学年集会	学年集会	学年集会 人権学習	全校集会
6 月	学年集会 校外学習 支援交流会	学年集会 校外学習 支援交流会 人権学習	学年集会 修学旅行 支援交流会	生活アンケート アセス（学校適応感） 教育相談 社会性測定用尺度 携帯・スマホ教室 いじめ対策委員会
7 月	学年集会	学年集会	学年集会	全校集会 防犯教室等 個人懇談会 教員研修 スクリーニングの実施
9 月	学年集会 宿泊学習	学年集会	学年集会	全校集会 教育相談
10 月	学年集会 人権学習	学年集会	学年集会	生活アンケート いじめ対策委員会
11 月	学年集会	学年集会	学年集会	アセス（学校適応感） 全校集会 社会性測定用尺度 スクリーニングの実施
12 月	学年集会	学年集会	学年集会	全校集会 防犯教室等 個人懇談会
1 月	学年集会	学年集会	学年集会	全校集会
2 月	学年集会	学年集会 人権学習	学年集会	生活アンケート 教育相談 スクリーニングの実施
3 月	学年集会	学年集会	学年集会	全校集会 防犯教室等 いじめ対策委員会 個人懇談会

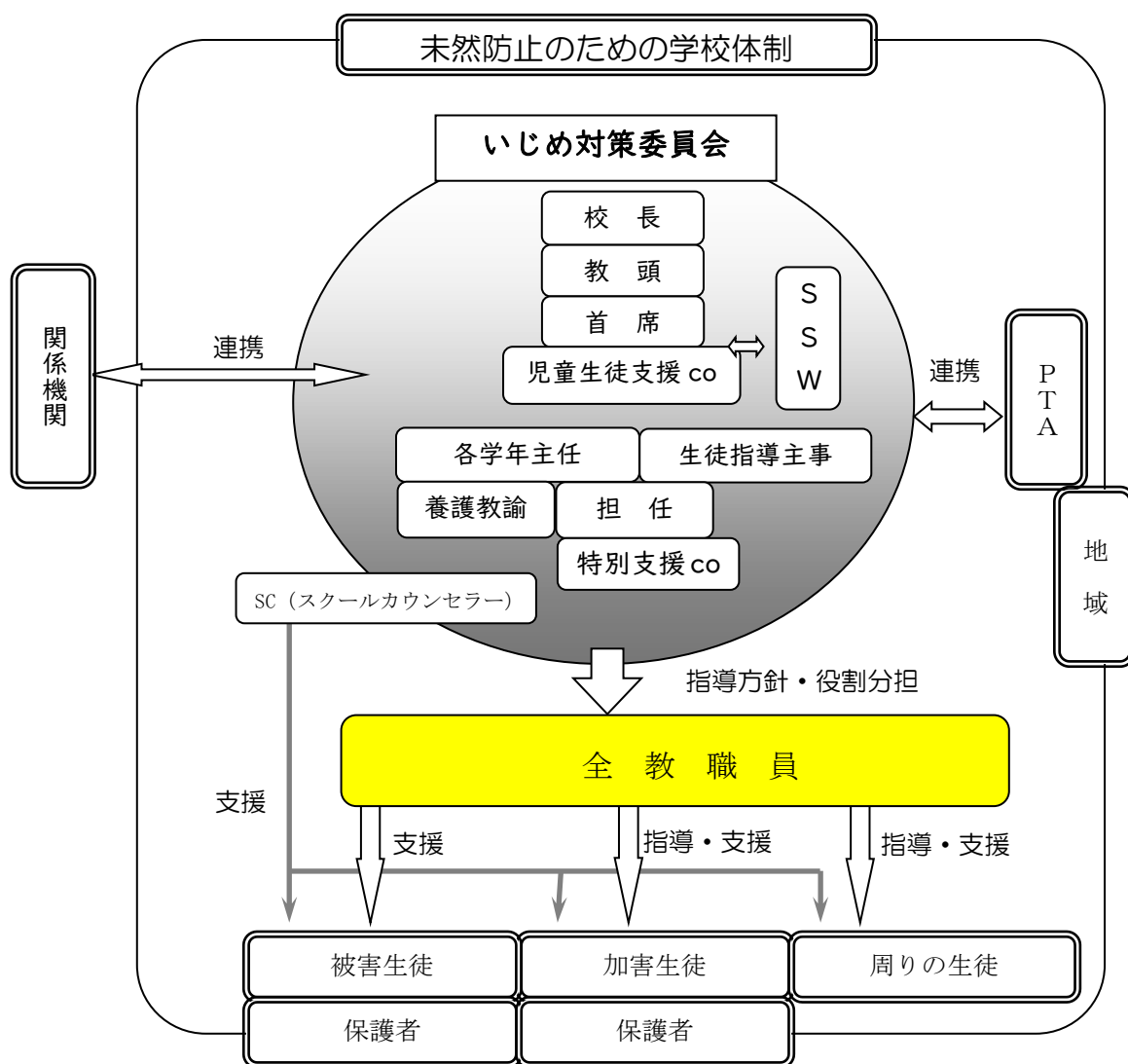
5 取組状況の把握と検証（PDCA）

検討会議を各学期に1回、年間3回行い、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて基本方針や計画の見直しを行う。

6 いじめ防止に向けた学校体制

いじめ防止に向けた学校体制としては、「いじめ対策委員会」が基幹となって基本方針や指導方針を策定する。（図1）

（図1）



第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめとは、当該生徒が一定の人的関係のある他の生徒から心理的又は物理的な影響を与える行為を受けたことにより心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員対象に事前の働きかけを行う。

2 いじめ防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等につとめ、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。生徒に対しては生活アンケートや定期的な教育相談を行う。すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会をもうけ、他人の気持ちを共感的に理解できるような豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を正しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるか判断して行動出来る力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい生活態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校作りを進める。そのため、分かりやすい授業づくりを進め、授業中に生徒の不安・不満が高められないよう授業を工夫し改善する。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、それぞれが集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むことを意識して場や機会を提供する。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、居場所作りや絆づくりをキーワードに学校作りを進め、生徒主体となって学校運営に係わる仕組みづくりを行う。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、研修のための機会を多く設定し、人権意識の向上や対応力の向上に努め、子どもたちの背景や障がい（発達障がい等）等の理解を深め、こどもに寄り添った対応ができるように認識を改め、合わせて、適正な対応に努める。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、年間を通じて、日々の授業、社会体験や交流体験等において計画的に実施し、生徒が自ら気づく・学ぶ機会を提供する。

また、社会性測定用尺度の結果を分析しながら、各取組みの有用性を確認し、より効果のある取組みにつなげていく。

- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、自分の問題として捉えさせ、例えば、いじめを止める事はできなくても、誰かに知らせる勇気を持つこと、はやしたてるなど同調する行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。そのため学級等で話し合いや考える時間を設定するなどし、いじめは絶対に許されず、根絶しなければならないという態度を養う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、対応策を協議すること。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、教育相談や定期的なアンケート調査等は、いじめを訴えやすくなるように工夫をする。
- (2) 定期的に教育相談やアンケート調査等を行う。アンケート等を手法の一つとして取り入れ、教員と生徒との信頼関係を構築することを優先して行う。
- (3) 日常の観察として、生徒一人一人への声掛けを行い、生徒の様子や変化を把握する。学級日誌や個人ノート、チェックシート等を活用する。
- (4) 生徒、その保護者、教職員が抵抗なく、いじめに関して相談できるように、また保健室や相談室の利用、電話相談窓口の周知等、定期的に相談体制が適切に機能しているか、整備・点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、慎重かつ適切に取り扱う。
- (6) スクリーニングの実施により、いじめの早期発見・未然防止に努める。
- (7) アセス（学校適応感）の実施し、生徒への個別の関わりを丁寧に行っていく。

第4章 いじめ発生時に対する考え方

1 基本的な考え方

情報に基づき速やかに「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、対応すること。被害者の保護を最優先に考え、適切に対応できるようにすること。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ、その際いじめられた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する。その後、速やかに、管理職、生徒指導主事、学年主任等への報告を行い、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、対応方法や対策を協議し、組織的な対応を行う。なお、重篤な場合は、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者、和泉市教育委員会など、外部専門家の協力を得る。

3 いじめられた生徒及びその保護者への支援

事実関係の聴取を行い、いじめられている生徒の自尊感情に留意する。また生徒の個人情報取り扱い等、プライバシーに十分留意して対応する。家庭訪問などで、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去するとともに、安全を確保する。

4 いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、いじめ対策委員会での、協議を基にして組織的に対応すし、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、連携して、継続的に協力、助言を行う。いじめた生徒には、自らの行為の責任を自覚させるとともに、抱えている問題や背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

5 いじめが起きた集団へ働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど、同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。完全に解決するまでは、いじめられた生徒だけでなく、いじめた生徒、および周りの生徒に対しても、長期的な見守りを続ける。その際、いじめ対策委員会を中心に教職員全体で取り組む。

6 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対し、速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、問題行動を以下の5段階のレベルに分け、状況や基本的対応について、全教職員の共通理解を図る。あらかじめ生徒や保護者に知らせ、理解と協力を得る。

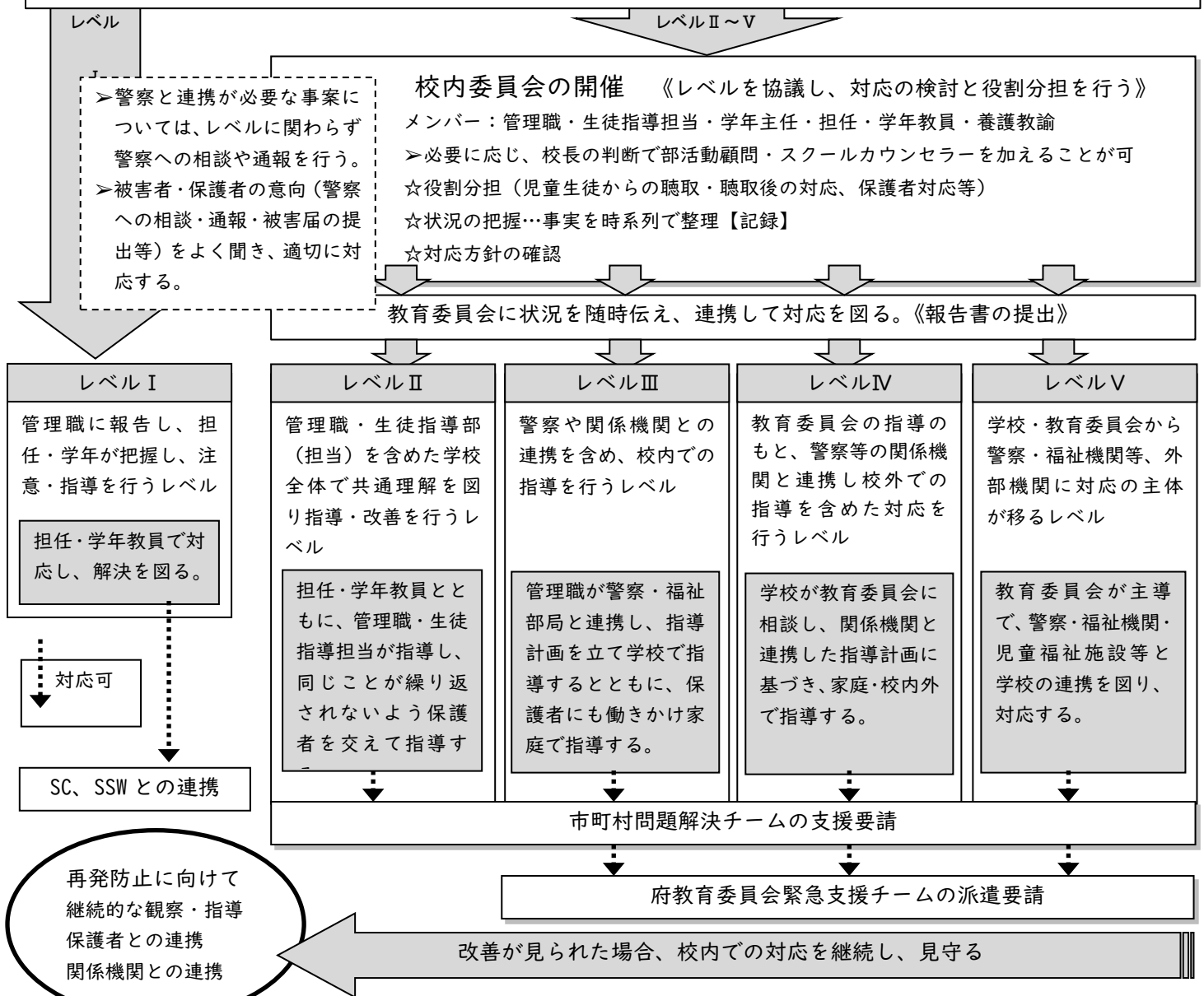
5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ～Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示

レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動(荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髮違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ－①】 放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ－②】 図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないように注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあびせた。



- ・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】 始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



- ・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為(「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの) □脅迫・強要行為(態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
□暴力(蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらないもの)
◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇バイクの無免許運転等
※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ－①】 生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ－②】 授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



- ・管理職が警察やこども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながら指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。
- ・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為(金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの)

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。

↓

・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会の指導のもと、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為(態様・被害の程度・背景事情を考慮する)

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。

↓

・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。

問題行動への対応例

各段階で示した対応とともに、加害児童生徒に自分のおかした行為の重大性を認識させ、改善に結びつけていくために、下記の例を参考に、事案に応じて組み合わせるなどして対応を進める。

■対応の例示

A. 加害児童生徒への説諭

◇担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問等による説諭
◇生徒指導主事(生活指導担当)・管理職による説諭

B. 学級会での話し合い

- ◇学級全体の問題としてとらえ、各自が自分の行動を振り返るとともに、学級の連帯感や人間関係が確立できるような実践目標、具体的な行動・取組等を話し合う。また、話し合いを通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ◇いじめをテーマとして取り上げ、未然防止や解決の手立て等について話し合う。

C. 加害・被害の児童生徒による話し合い

- ◇状況に応じて必要だと判断される場合、教職員がサポートし、当事者による解決に向けた話し合いを行う。

D. 教職員、管理職による講話

- ◇学級会・学年集会・全校集会等での講話。

E. ゲストティーチャーによる講話

- ◇保護者、地域の方、外部人材等による学級・学年・学校全体への講話。

F. 清掃活動、ボランティア活動、体験活動への参加

- ◇加害の児童生徒が自主的に取り組むことができるような活動への参加。
- ◇達成感や人間関係の深化が得られるような行事・活動を企画し(活動と連携し)、学級・学年や学校全体で取り組む。

G. 児童会・生徒会の活動

- ◇学校全体の問題としていじめの未然防止や解決に取り組むことができるよう、児童会・生徒会活動として取り組む(〇〇宣言、△△アピールなど)。

H. 読書・映画等の教材活用、感想文

- ◇加害児童生徒が自身を振り返り、言動を改めるきっかけとなるような本や映画を加害児童生徒に紹介し、感想をまとめたり話し合ったりする。

I. 家庭での話し合い

- ◇保護者の協力を得て、加害児童生徒が家族で話し合い、自身の行動の反省と決意を整理する。

J. 作文、反省文、プレゼン等による加害児童生徒の意思表示

- ◇家庭で話し合った結果を文章にまとめるなどして、今後の決意を表明する。

K. 保護者への説諭（管理職・警察OB等）

◇加害児童生徒に対する学校の指導方針を示し、家庭と連携した指導を行うための助言・説諭を行って保護者の協力を求める。

L. 「非行防止教室」の活用・連携した取組

◇いじめの未然防止や早期解決に向けた内容を盛り込んだ「非行防止教室」の開催。

M. 少年サポートセンターとの連携

◇少年相談、立ち直り支援活動等の活用。

N. 警察、福祉機関への相談・通報

◇相談・通報をもとに、外部機関・施設等と連携した対応を進める。

O. スクールカウンセラーとの連携

◇中学校に配置(小学校に派遣)しているスクールカウンセラーと連携し、カウンセリングを通して児童生徒および保護者への対応を行う。

P. 市町村問題解決チームの支援要請・・事案に応じて専門家の助言・支援を要請する。

短期、中・長期の指導計画

～事案に応じて以下の内容を柱にした計画を立て、取り組む。～

- ◇規範意識・社会性等の育成
- ◇学習支援
- ◇情緒の安定
- ◇福祉機関と連携した家庭への支援
- ◇警察・福祉機関等と連携した立ち直り支援

Q. レベルⅢ～Ⅴで市町村問題解決チームだけで対応が困難な場合は、速やかに府教育委員会に緊急支援チームの派遣要請